

静岡県BCP研究会会則

第1 名称

本研究会は、静岡県BCP研究会（以下「研究会」という。）と称する。

第2 目的

研究会は、企業、大学、民間、行政等が連携し、事業継続計画（以下「BCP」という。）をはじめとする企業防災に関する情報交換や学術研究を行う交流の場（サロン）を設置することにより、より実効性の高いBCPの策定に寄与することを目的とする。

第3 事業

研究会は、前述の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) BCPをはじめとする企業防災に関する情報収集・提供
- (2) BCPをはじめとする企業防災に関する学術研究
- (3) その他、研究会の目的を達成するために必要な事項

第4 役員

研究会に、会長及び副会長若干名を置き、会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、研究会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第5 会員

研究会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人又は個人は、研究会の会員となることができる。

- 2 入会及び退会は、事務局を経由して総会で報告するものとする。
- 3 会員は、本会の活動成果について、転載や二次利用等を行う場合は、著作権法等を順守するものとする。
- 4 入会費及び年会費等は不要とする。

第6 活動

研究会の目的を達成するため、総会と定例会を開催する。

- 2 総会は、原則として年1回の開催とする。
- 3 定例会は、総会のほかに原則として年に3回程度の開催とする。

第7 事務局

研究会の事務局は、当分の間、静岡県経済産業部商工業局商工振興課に置く。

第8 その他

この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、平成24年6月26日から施行する。